コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE ENVIPRO HOLDINGS Inc.

最終更新日：2016年9月29日

株式会社エンビプロ・ホールディングス

代表取締役社長　佐野富和
問合せ先：経営企画部　0544-58-0521
証券コード：5698
http://www.envipro.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、金属スクラップ及び廃棄物からの資源リサイクルを行う事業者として、あらゆるステークホルダーからの信頼確保並びに企業価値の持続的な向上のため、経営の健全性、透明性及び効率性に加え、企業活動における企業倫理と法令遵守に基づく行動を常に意識し、コーポレート・ガバナンスの強化充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則１－２．株主総会における権利行使】
（補充原則１－２－２）
当社は、招集通知の記載情報の正確性を重視して招集通知を送付しています。招集通知の早期発送や招集通知発送前の電子開示などについては今後の課題として検討をすすめてまいります。

（補充原則１－２－４）
当社の株主に占める外国人比率は1%程度と相対的に低く、現時点においては議決権の電子行使の採用及び英文による招集通知の作成を行っておりません。今後は株主構成の動向に注意し、必要に応じて検討をすすめてまいります。

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上に寄与すると判断される企業の株式について、当該企業との中長期的な取引関係の維持・拡大を目的とし、政策的に株式を所有しております。重要な政策保有株式の取得に当たっては、その都度取締役会で決定しております。投資後は、毎月の定例取締役会で保有株式の時価等の状況を取締役会に報告しており、年に1回、保有先の業績等のモニタリング結果を取締役会に報告しております。また、当社は、当社が保有する株式に係る議決権行使について、当社の企業価値を毀損させる可能性や、当該企業の価値向上につながるかなどを総合的に検討して賛否を判断しておりますが、その判断基準を一律に定めることは困難なため、適切な対応を確保するための基準の策定及び開示は行っておりません。

【原則３－１．情報開示の充実】
（1）当社の企業理念、経営戦略については、当社ホームページ、決算説明会資料、事業報告等にて開示しております。また、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期目標は策定しておりません。但し取締役会において単年度予算並びに中期経営計画を決定するとともに、原則として事業年度毎に1回、中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行っております。また単年度予算と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っています。
（5）当社では現在、社外取締役候補者については個々の選任理由を開示しておりますが、その他の取締役候補者の選任を行う際の個々の選任・指名理由は開示しておりません。今後は、社内取締役及び社内監査役の選任理由についても、株主総会の招集ご通知等に記載してまいります。

（補充原則３－１－２）
現在当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低い状況であります。今後、海外投資家の比率が一定程度以上となった時点で、招集通知等の英訳をすすめてまいります。

【原則４－１．取締役会の役割・責務（1）】
（補充原則４－１－２）
当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期目標は策定しておりません。
但し取締役会において単年度予算並びに中期経営計画を決定するとともに、原則として事業年度毎に1回、中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行っております。また単年度予算と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。今後は、戦略的な方向付けとなる中期経営計画の公表に向けて検討してまいります。

（補充原則４－１－３）
代表取締役の「後継者計画」の策定につきましては、当社の最重要課題の一つと認識しており、取締役会による監督の手法を含め慎重に検討してまいります。

【原則４－１１．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
（補充原則４－１１－１）
当社は、取締役会の全体としてのバランス、多様性および規模に関する考え方は定めておりませんが、次の点を重視して取締役を選任しております。
・当社の各事業に精通していること。
・法務に関する知見を有していること。
・財務・経理に関する知見を有していること。
・その他、当社の経営に必要な知見を有していること。

【原則４－１４．取締役・監査役のトレーニング】
（補充原則４－１４－２）
各取締役及び監査役は、適宜社外団体のセミナー等に参加し、その役割・責務を果たすために必要な知識の習得に努めており、必要な費用については当社から支援を行っております。今後は、取締役及び監査役に対する教育・研修の計画と方針を策定することを検討してまいります。トレーニングの方針の開示につきましても今後検討してまいります。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社における株主との対話に関しては、経営企画部が担当し、情報取扱責任者が統括を行います。当社においては経営企画部、財務部、総務部が定期的に会議を行い、決算等の開示・説明において各々の専門的見地に基づく意見交換を行い、連携して適切に対応しております。株主に対しては、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。株主やアナリストから寄せられた意見については経営会議にて情報を共有し、必要に応じて取締役会へと報告しており、当社経営戦略のレビュー等に積極的に活用しております。なお、株主との対話に際しては、インサイダー取引に関する規程を定めるなどして、インサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社グループとその役員や主要株主等との取引が発生する場合には、金額の多寡にかかわらず、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を諮り、取締役会決議をもって取引実行の是非を決定し、少数株主の保護に努めてまいります。また、当社グループとその役員や主要株主等との取引が発生した場合においては、当該取引が適正な職務権限と判断のもとに行われたかについて、監査役監査を通じて確認し、適正性を確保しております。

【原則４－１．取締役会の役割・責務（1）】
（補充原則４－１－１）
取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の

決議事項以外の内容については、職務権限規程に基づき代表取締役社長、取締役等に委任しております。

【原則４－８．独立社外取締役の活用】
当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を3名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則４－１１．取締役会・監査役会の実行性確保のための前提条件】
（補充原則４－１１－２）
社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向け、兼職については合理的な範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、有価証券報告書及び招集通知に開示しております。
有価証券報告書、招集通知　http://www.envipro.jp/ir/

（補充原則４－１１－３）
当社は、今年度より、毎年定期的に各取締役へのアンケート等を実施し、取締役会の実効性を分析・評価し、その結果について取締役会で審議しております。その結果、当社取締役会は、社外役員の意見・質問も含め、建設的な議論が行われ、会議運営についても適切になされており、実効性が確保されているとの評価を受けました。
また、アンケートの評価結果や意見について、取締役会で議論を行いました。この議論を踏まえ、今後も取締役会の実効性の向上と、継続的な改善に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐野富和	3,045,000	47.07
佐野文勝	945,000	14.61
株式会社ユー・エス・エス	180,000	2.78
石井裕高	106,500	1.65
石井明子	106,500	1.65
長谷川正典	87,200	1.35
株式会社三井住友銀行	48,000	0.74
西河洋一	41,000	0.63
株式会社SBI証券	38,500	0.60
株式会社静岡銀行	36,000	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無	佐野富和、佐野文勝
親会社の有無	なし

補足説明

―

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	6 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役社長である佐野富和及び当社常務取締役である佐野文勝は、支配株主に該当しております。当該支配株主との取引が発生する場合には、金額の多寡にかかわらず、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を諮り、取締役会決議をもって取引実行の是非を決定し、少数株主の保護に努めてまいります。
また、支配株主との取引が業務上発生した場合においては、当該取引が適正な職務権限と判断のもと行われたかについて、監査役監査を通じて確認し、適正性を確保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村上美晴	他の会社の出身者											
黄圭燦	学者											
井手祥司	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村上美晴	○	―	村上美晴氏は、福祉施設運営会社の代表取締役であり、長年の企業経営を通じて培われた経営者としての専門的な見識を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
黄圭燦	○	―	黄圭燦氏は、大学の教授であり、経済学者としての専門的な見識を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。
井手祥司	○	当社は、社外取締役の井手祥司氏が過去に代表取締役に就任していた株式会社コアと取引関係がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	井手祥司氏は、IT企業の元代表取締役であり、長年の企業経営を通じて培われた経営者としての専門的な見識を当社の経営に活かしていただくため社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと認識しており、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当								

する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	1	3	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	1	3	0	1	社内取締役

補足説明 更新

指名報酬委員会における「その他」の構成員は相談役となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、会計監査人及び内部監査部門である内部監査部は、監査体制、監査計画、監査実施状況について定期的な会合を設け、相互に情報交換、意見交換を行い、的確な監査の実施と内部統制の充実に向けた相互連携を図っております。また、常勤監査役は、内部監査部と毎月定期的な会合を設け、緊密な連携関係にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠藤隆三	税理士													
小室直義	その他													
和田卓	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤隆三		―	遠藤隆三氏は、税理士としての専門的知識、経験を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため社外監査役に選任しております。
小室直義		―	小室直義氏は、元富士宮市長としての専門的知識、経験を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため社外監査役に選任しております。
和田卓		―	和田卓氏は、利材の選別会社の元代表取締役として経営に携わられ、その経歴を通じて培われた企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社グループの役職員、顧問等を対象に当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。
ストックオプションの付与数は、役職、過去の業績貢献度及び将来への期待を勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上のものが存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、中長期的な株主価値及び企業業績の向上を図るため、企業業績と取締役個人の職責及び成果を適正に連動させることを基本方針として決定しております。取締役の報酬については株主総会において報酬総額を決議し、個別の報酬については手続の客観性、透明性を高めるため、独立社外取締役を含めた任意の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経たうえで、代表取締役が決定することとしております。
また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、毎年、常勤または非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査役会での決議のうえ決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営企画部が補佐をしております。社外取締役への連絡は主にメールを用い、連絡の頻度は概ね月に2回となります。
取締役会の議案については事前に配布し十分な情報提供を行っており、必要に応じて説明をしております。社外監査役の職務を補助する専任の組織や担当者はおりません。常勤監査役が取締役会の開催前に監査役会を開催し、議案の事前説明を行い、重要な事項等に関して意見交換や、社内の現況報告を行う等、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役会
当社は、5名の常勤取締役、3名の社外取締役で取締役会を開催しております。取締役会は、原則として月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し迅速な対応を図っております。
2. 経営会議
当社は、常勤取締役5名により経営会議を開催しております。経営会議は常勤監査役がオブザーブしております。また、内容に応じて内部監査部長並びに子会社の社長や取締役を出席させます。経営会議は、原則として月1回以上開催し取締役会の議案並びに当社の業務執行に関する重要事項を協議決定するとともに適時開示の有無についての意思決定を行っております。
3. 監査役会
当社は、常勤監査役1名と社外監査役3名で監査役会を開催しております。監査役会においては、監査計画に基づく監査の実施や子会社の監査役監査の状況について情報を共有しております。監査役は、取締役会他重要な会議において意見を述べることを含め、経営に対し適切な監視を実施しております。また、会計監査人や内部監査部門と連携もしております。
4. 内部監査部
当社は、内部監査部門として内部監査部を設置し、内部監査部は部長1名及び部員1名により構成されております。
内部監査部は、代表取締役社長直轄の組織として他の業務執行ラインから分離されており、独立かつ客観的な立場から、内部監査計画に基づき当社及びグループ各社を対象に業務運営及び財産管理の実態を調査し、合法性、合理性の観点から業務監査を実施しております。
5. 会計監査人
当社は、会計監査人として東陽監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同会計監査人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役8名で取締役会を構成し、取締役のうち3名は社外取締役であり、取締役会における透明性の高い意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、監査役4名のうち3名が社外監査役で構成される監査役会により、法令等に基づき意思決定されていることについて、公
正かつ中立的な立場で取締役会の監視を行っております。また、迅速な業務執行並びに適時開示体制を実現するための組織として経営会議を設けております。
上記のとおり経営監視機能の強化を図る目的で現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組みます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避け、多くの株主が株主総会に出席できるよう日程調整に留意してまいります。なお、当社の決算期が6月であることから、集中日を避けて開催することが可能であります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を実施する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にアナリスト向け説明会を実施するとともに、必要に応じて機関投資家への訪問をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に財務業績情報、決算短信、IRカレンダー等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対して、「金融商品取引法」、「東京証券取引所規則」、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」、その他関連法規等を遵守し、適時・適切に企業情報を公平に開示することを基本方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムについて、必要な業務・管理機能を所定の部組織に分割して担わせ、各種社内規程の遵守を徹底することで、権限分離と内部牽制を実現する業務運営を図ることとしております。
さらに、内部監査を年間内部監査計画に基づいて実施し、内部牽制組織の有効性をモニタリングすることとしております。また、内部統制システムに関する基本的な考え方については、平成27年４月15日の取締役会において以下の「内部統制基本方針」の一部を改定する決議を行っております。

「内部統制基本方針」
当社は、組織の事業活動を支援する「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」という4つの目的を達成するために、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定めます。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備に努めてまいります。

a.　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1　当社は、取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス遵守体制を整備しコンプライアンス教育及び研修等を実施して周知徹底を図る。また、その実践のため企業理念及び諸規程を制定し、マニュアル等を整備する。
2　当社は、他の業務執行部署から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部による当社及び当社子会社等（以下「当社グループ」という。）全体の内部監査を実施する。内部監査を通じて各部署の内部管理体制の適切性・有効性を検証及び評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保する。
3　社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

b.　取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁記録的な媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

c.　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1 当社グループの業務執行に係るリスクに関して、内部統制委員会の小委員会においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、当社グループ各社の相互の連携のもと、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
2 当社グループの経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を内部統制委員会内に設置し、当社グループ全体の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

d.　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の手続き及び取締役会の権限範囲等は取締役会規程で明確にする。
2 取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織規程及び業務分掌規程を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務及び責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図ることを目的として、職務権限規程を定める。
3 その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
4 当社は、単年度予算並びに中期経営計画を適正に策定及び運用するため、予算管理規程を定める。同規程に則り、取締役会において単年度予算並びに中期経営計画を決定するとともに、原則として事業年度毎に1回、中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行う。
5 取締役は、取締役会で定めた中期経営計画及び単年度予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
6 当社の取締役会において、当社グループは業務の進捗状況の報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と業務遂行を実現する。

e.　当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1 当社グループは、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示及び要請の伝達等が効率的に行われる体制の構築を内部統制委員会中心に行う。
2 取締役は、各部署の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
3 内部監査部は、各部署の内部監査を実施し、その結果を社長並びに担当取締役に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善案の指導、実施の支援及び助言を行う。
4 代表取締役社長は、内部監査の有効性を確保するため、内部監査部の要請に応じて被監査部署以外の部署から内部監査人を選定できることとする。
5 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、決裁権限規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の管理部門が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。

f.　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役より監査業務に必要な業務指示及び命令を受けた使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、その業務指示等に関して、取締役及び他の使用人の指揮命令を受けないこととし、監査役に係る業務に優先して従事する。

g.　当社グループの取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1 監査役を取締役会及びその他重要な会議に招集し、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況を報告することとする。
2 内部監査部が実施した監査結果を監査役に供覧することとする。
3 当社グループの取締役及び使用人等は当社グループに関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
4 監査役へ報告を行った取締役及び使用人等に対し、不利益が生じないことを確保する。

h.　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査役会規程並びに監査役監査規程を定める。監査役は同規程に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。
1 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、社長、内部監査部、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。
2 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができ、その費用は会社が負担するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、以下の「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め反社会的勢力との一切の関係を遮断し警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携をとりつつ、不当要求に対しては毅然とした姿勢で対応することとしております。当該方針の下、役職員全員に周知徹底を図っております。

「反社会的勢力への対応に関する基本方針」
当社グループは、反社会的勢力に対して、次に掲げる基本方針に基づき対応します。

1．組織としての対応
反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

2．外部専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3．取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応
反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―

【模式図】

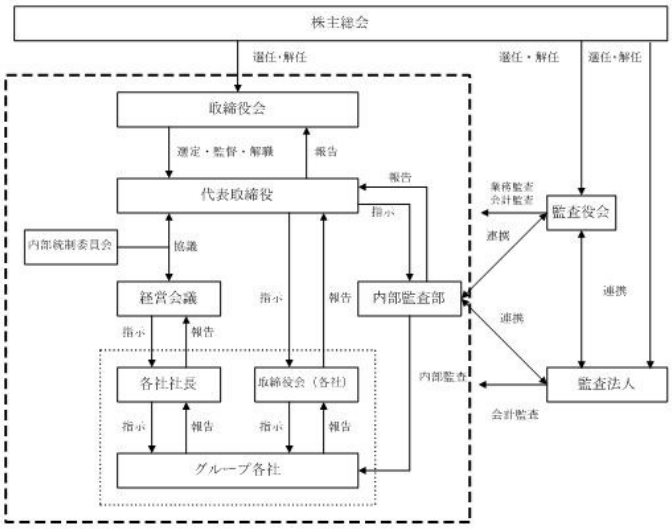

【適時開示体制の概要（模式図）】

